

2021年1月8日から大雪による災害救助法の適用に伴う
ガス料金の特別措置について

2021年1月8日から大雪により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。
このたび、日本海ガスは、今回の大雪による災害救助法が適用された地域において被災されたお客さまからお申し出があった場合に、下記のとおり、ガス料金の特別措置を講ずることといたします。

記

1. 適用対象

災害救助法が適用された以下の地域において被災されたお客さま

【災害救助法が適用された地域】

県	市	法適用日
富山県	砺波市、小矢部市、南砺市、氷見市	2021年1月9日

2. 特別措置の内容

お申し出のあったお客さまの2020年12月分(支払期限日*が1月20日以降となるものに限ります。)および2021年1月分のガス料金の支払期限日を1カ月間延長いたします。

3. お申し出受付開始日

2021年1月20日(水)

- ・支払期限日の延長のお申し出は、お申し出時点で支払期限日が到来していないガス料金に限ります。また、お客さまのお支払い状況によっては、支払期限日の延長のお申し出に対応できない場合があります。
- ・支払期限日の延長をお申し出いただいた場合、当社より支払期限日を延長した払込票を送付いたしますので、お手元の払込票と差し替えのうえ、当該払込票にてお支払いください。
また、お客さまのガス料金のお支払方法が、口座振替またはクレジットカード払いの場合であっても、支払期限日の延長期間中は、当該払込票にてお支払いください。

3. お申し出先

■日本海ガスお客さまコールセンター

【電話】 0570-024-077 (ナビダイヤル)

【受付時間】 平日 9:00~18:00、土曜 9:00~17:00 (日・祝日を除く)

※支払期限日

検針日の翌日から50日目